

○「累積(自動けいぞく)投資規定」新旧対比表 ※変更箇所は下線部分

変 更 前	変 更 後
<p>第10条(届出事項等の変更) <u>印章を失ったとき、または印章、</u>氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。 この場合、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>第11条(その他) 2.当行は次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。 (1)<u>届出印の押印された当行所定の書類の提出を受け、</u>本契約に基づくファンド返還代金の金銭を返還した場合。 (2)<u>印影が届出印と相違するために本契約に基づくファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。</u> (3)天災地変その他不可抗力により、本契約に基づくファンドの買付けもしくはファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。</p>	<p>第10条(届出事項等の変更) 氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。 この場合、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>第11条(その他) 2.当行は次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。 (1)当行所定の<u>手続きにより、</u>本契約に基づくファンド返還代金の金銭を返還した場合。 ー(2)は削除ー (2)天災地変その他不可抗力により、本契約に基づくファンドの買付けもしくはファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。</p>